

旧司法試験の試験成績の本人通知の拡充について

(平成17年12月15日司法試験委員会決定)

受験者への情報提供の拡充を図るため、平成18年度の第二次試験から、新たに下記のとおり成績通知を行うこととする。

記

1 論文式試験

- (1) 通知対象者：合格者のうち成績通知を希望する者
- (2) 通知項目：総合順位

2 口述試験

- (1) 通知対象者：合格者のうち成績通知を希望する者
- (2) 通知項目：総合順位